

# 選択的夫婦別姓に関する意識調査結果

令和 4 年（2022 年）1 月

東京都生活文化局

# 1 調査概要

## 1-1 調査目的

選択的夫婦別姓に関する都民の意識等を明らかにする。

## 1-2 調査方法等

- 【調査方法】 インターネット調査（モニター調査）
- 【調査対象者】 東京都在住、20歳以上69歳までの男女 計3,000名  
※各年代600名（男性300名、女性300名）割付
- 【標本数】 3,000件
- 【調査期間】 令和3年10月18日～同月20日
- 【調査委託先】 株式会社インテージリサーチ

---

### <表記方法について>

- ① 調査結果の回答比率は、その設問の回答数を基準として、少数点以下第2位を四捨五入して算出している。四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合がある。
- ② 複数回答の場合、回答比率の合計は通常100%を超える。
- ③ 設問中の（SA）は選択肢の中から一つだけ選択する回答方式を、（MA）は選択肢の中から該当するもの全てを選択する回答方式を示している。

## 2 調査結果概要

### 2-1 回答者属性

#### (1) 性別・年代

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	計
全体	600 20.0%	600 20.0%	600 20.0%	600 20.0%	600 20.0%	3,000
男性	300 20.0%	300 20.0%	300 20.0%	300 20.0%	300 20.0%	1,500
女性	300 20.0%	300 20.0%	300 20.0%	300 20.0%	300 20.0%	1,500

上段：回答数

下段：回答比率

#### (2) 職業

	経営者・役員	会社員・公務員（正規社員、契約社員、派遣社員、パートタイム・アルバイトを含む）	自営業・自由業	無職（専業主婦・主夫を含む）	学生	その他	計
全体	86 2.9%	1,835 61.2%	229 7.6%	679 22.6%	153 5.1%	18 0.6%	3,000
男性	71 4.7%	1,014 67.6%	151 10.1%	179 11.9%	74 4.9%	11 0.7%	1,500
女性	15 1.0%	821 54.7%	78 5.2%	500 33.3%	79 5.3%	7 0.5%	1,500

上段：回答数

下段：回答比率

#### (3) 婚姻状況

	結婚（法律婚）している（離別、死別を除く）	結婚（法律婚）していないが、事実婚をしている	離別、死別	未婚	計
全体	1,464 48.8%	50 1.7%	216 7.2%	1,270 42.3%	3,000
男性	662 44.1%	23 1.5%	81 5.4%	734 48.9%	1,500
女性	802 53.5%	27 1.8%	135 9.0%	536 35.7%	1,500

上段：回答数

下段：回答比率

#### (4) 子供の有無

	いる	いない	計
全体	1,187 39.6%	1,813 60.4%	3,000

上段：回答数

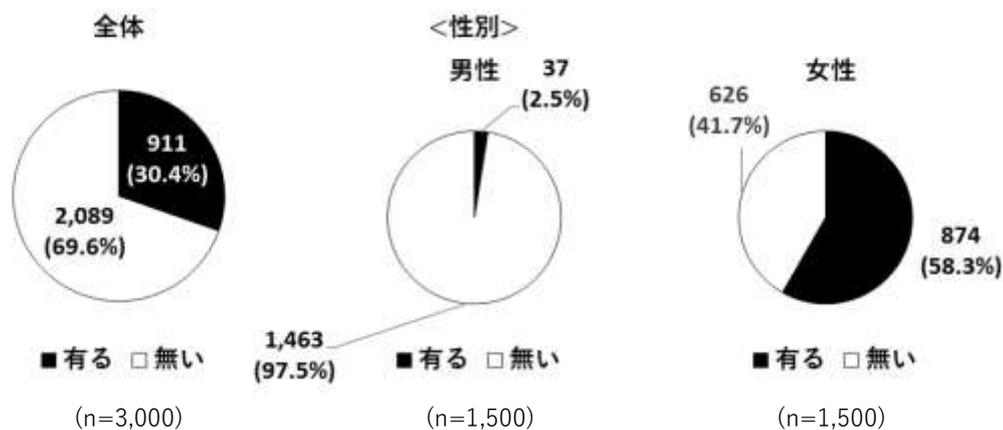
下段：回答比率

## 2-2 自身の婚姻による改姓経験の有無

「あなたは、これまでにご自身の婚姻により名字（姓）を変えた経験はありますか。」と聞いたところ（SA）

○ 全体では「有る」が30.4%となった。

### 2-2-1 自身の婚姻による改姓経験の有無



### 2-2-2 現在の婚姻状況について「結婚（法律婚）している（離別、死別を除く）」または「離別、死別」と答えた方の自身の婚姻による改姓経験の有無

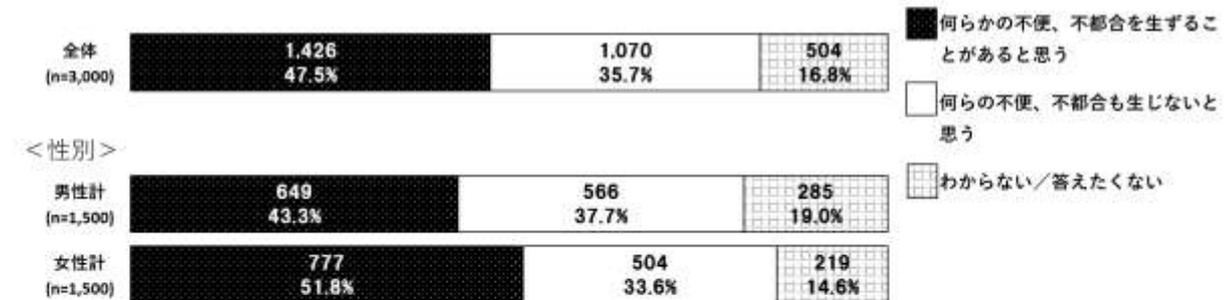
	計	婚姻による改姓経験 有り	婚姻による改姓経験 無し
全体	1,680	896 53.3%	784 46.7%
男性	743	33 4.4%	710 95.6%
女性	937	863 92.1%	74 7.9%

上段：回答数  
下段：回答比率

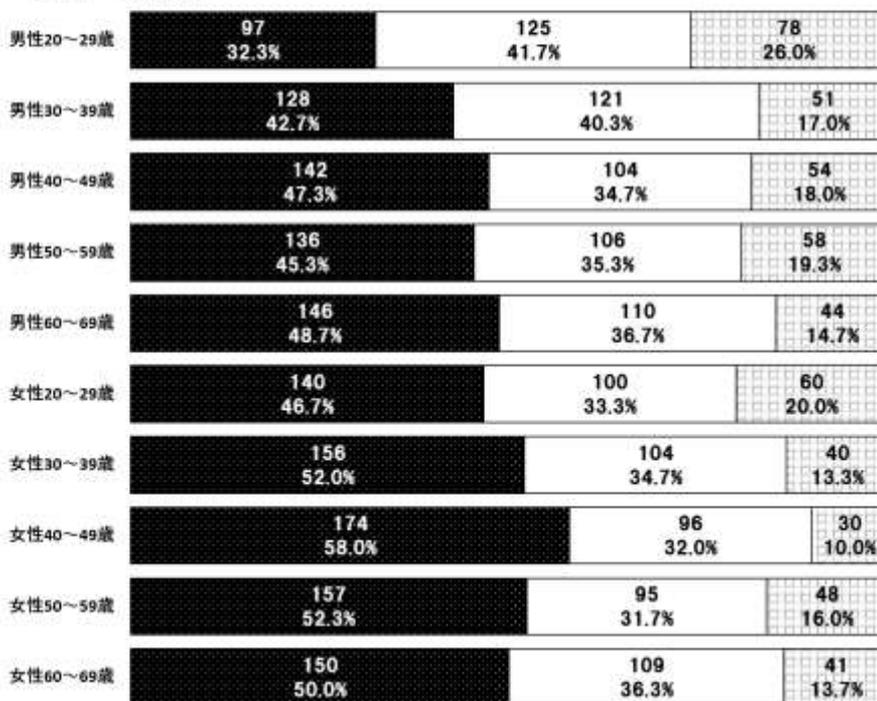
## 2-3 改姓による不便・不都合の有無

「あなたは、婚姻によって名字（姓）を変えると、社会生活で何らかの不便、不都合を生ずることがあると思いますか。」と聞いたところ（SA）

○ 「何らかの不便、不都合を生ずることがあると思う」47.5%が最も多かった。

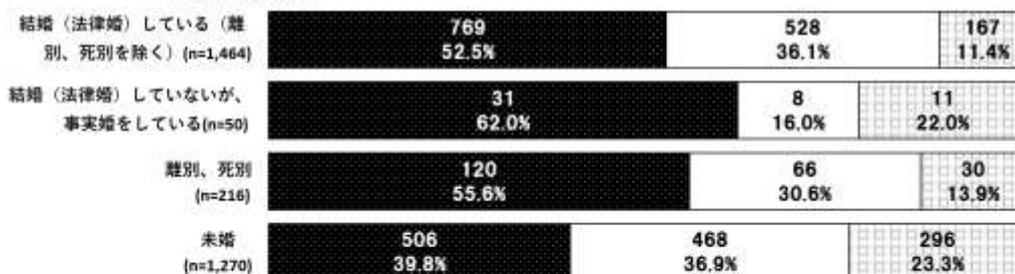


**<性別・年代別>**



(各性別・年代区分n=300)

**<婚姻状況別>**



**<自身の婚姻による改姓経験別>**



(注) 各表とも、上段：回答数、下段：回答比率

## 2-4 改姓による不便・不都合内容

「何らかの不便、不都合を生ずることがあると思う」と回答した方（2-3 関連）に対して、「婚姻によって名字（姓）を変えると、社会生活でどのような不便、不都合が生ずると思いますか。」と聞いたところ（MA）

- 「金融機関等の氏名変更手続きに手間やお金がかかる」79.8%が最も多く、次いで「仕事上で旧姓を使用している、公的な手続きは戸籍上の名字（姓）で行うため二重管理が必要」53.2%、「仕事上の関係者などに対し名字（姓）の変更について説明が必要」52.7%の順となった。

		(性別内訳)	
		男性	女性
金融機関、運転免許証、パスポート、不動産登記等の氏名変更手続きに手間やお金がかかる	1,138 79.8%	475 73.2%	663 85.3%
仕事上で旧姓を使用している、公的な手続きは戸籍上の名字（姓）で行うため二重管理が必要となる	758 53.2%	325 50.1%	433 55.7%
仕事上の関係者や顧客などに対して名字（姓）の変更について説明が必要となる	752 52.7%	333 51.3%	419 53.9%
ビザや航空券、クレジットカードは戸籍上の名字（姓）を記載することになるため、海外渡航の際、パスポートに旧姓を併記している場合や仕事上で旧姓を使用している場合などに、空港の出入国管理局や宿泊先等で説明を要したりトラブルが発生する	741 52.0%	351 54.1%	390 50.2%
改姓により、同一人物と認識されず、婚姻前の研究実績（論文、特許等）、仕事の業績等が一貫して自身のものと認識されにくい	432 30.3%	207 31.9%	225 29.0%
実家の名字（姓）を継ぐ人がいない場合、名字（姓）が途切れてしまう	421 29.5%	183 28.2%	238 30.6%
婚姻、離婚等のプライバシーが公になるため心理的な負担となる	402 28.2%	142 21.9%	260 33.5%
アイデンティティ（自己同一性）を失う	220 15.4%	89 13.7%	131 16.9%
創業家・経営者としての信用、評価に影響が及ぶ	90 6.3%	46 7.1%	44 5.7%
その他	21 1.5%	7 1.1%	14 1.8%
わからない	54 3.8%	37 5.7%	17 2.2%

上段：回答数

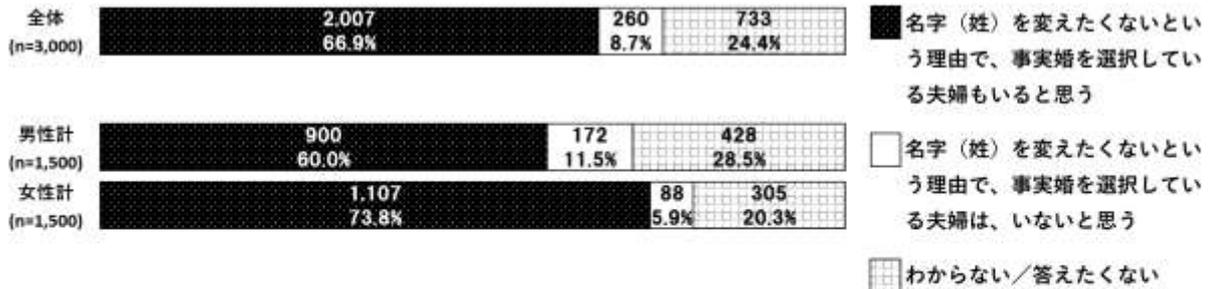
下段：回答比率

(n=1,426、男性 649、女性 777)

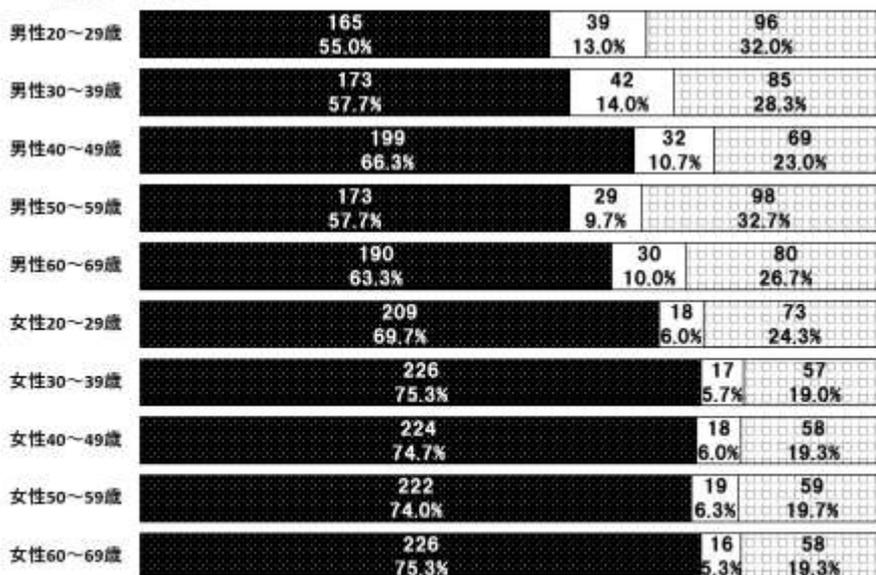
## 2-5 改姓したくないから届出しない事実婚の夫婦の有無

「世間には、いわゆる事実婚の夫婦（正式に結婚している夫婦と全く同じ生活をしているけれども、正式な夫婦となる届出をしていないという男女）がいます。あなたは、そのような事実婚の夫婦の中に、双方がともに名字（姓）を変えたくないという理由で、事実婚を選択している人がいると思いますか。」と聞いたところ（SA）

○ 「名字（姓）を変えたくないという理由で、事実婚を選択している夫婦もいると思う」66.9%が最も多かった。



<性別・年代別>



(各性別・年代区分 n=300)

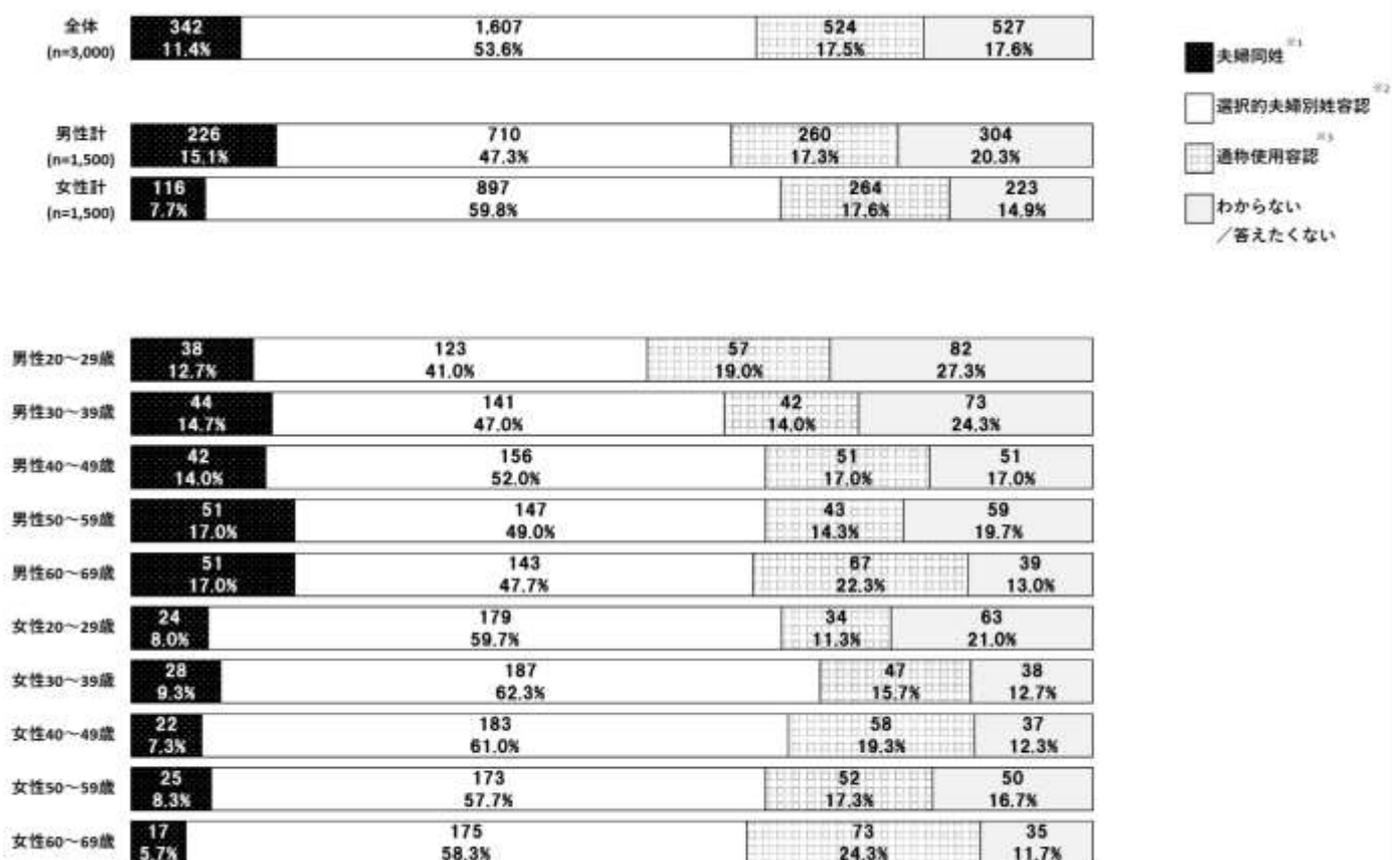
(注) 各表とも、上段：回答数、下段：回答比率

## 2-6 選択的夫婦別姓のための法律改正について

「現在は、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗らなければならないことになっていますが、『現行制度と同じように夫婦が同じ名字（姓）を名乗ることのほか、夫婦が希望する場合には、同じ名字（姓）ではなく、それぞれの婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めた方がよい。』という意見があります。このような意見について、あなたはどのように思いますか。」と聞いたところ（SA）

- 「夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」53.6%が最も多かった。

### 2-6-1 選択的夫婦別姓のための法律改正について



(各性別・年代区分 n=300)

(注) 各表とも、上段：回答数、下段：回答比率

- ※1 婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない
- ※2 夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない
- ※3 夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望していても、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきだが、婚姻によって名字（姓）を改めた人が婚姻前の名字（姓）を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、かまわない

【参考】内閣府「家族の法制に関する世論調査」（平成29年12月調査）

夫婦同姓 29.3%、選択的夫婦別姓容認 42.5%、通称使用容認 24.4%、わからない 3.8%

## 2-6-2 職業別、婚姻状況別、子供の有無別及び自身の婚姻による改姓経験の有無別



(注) 各表とも、上段：回答数、下段：回答比率

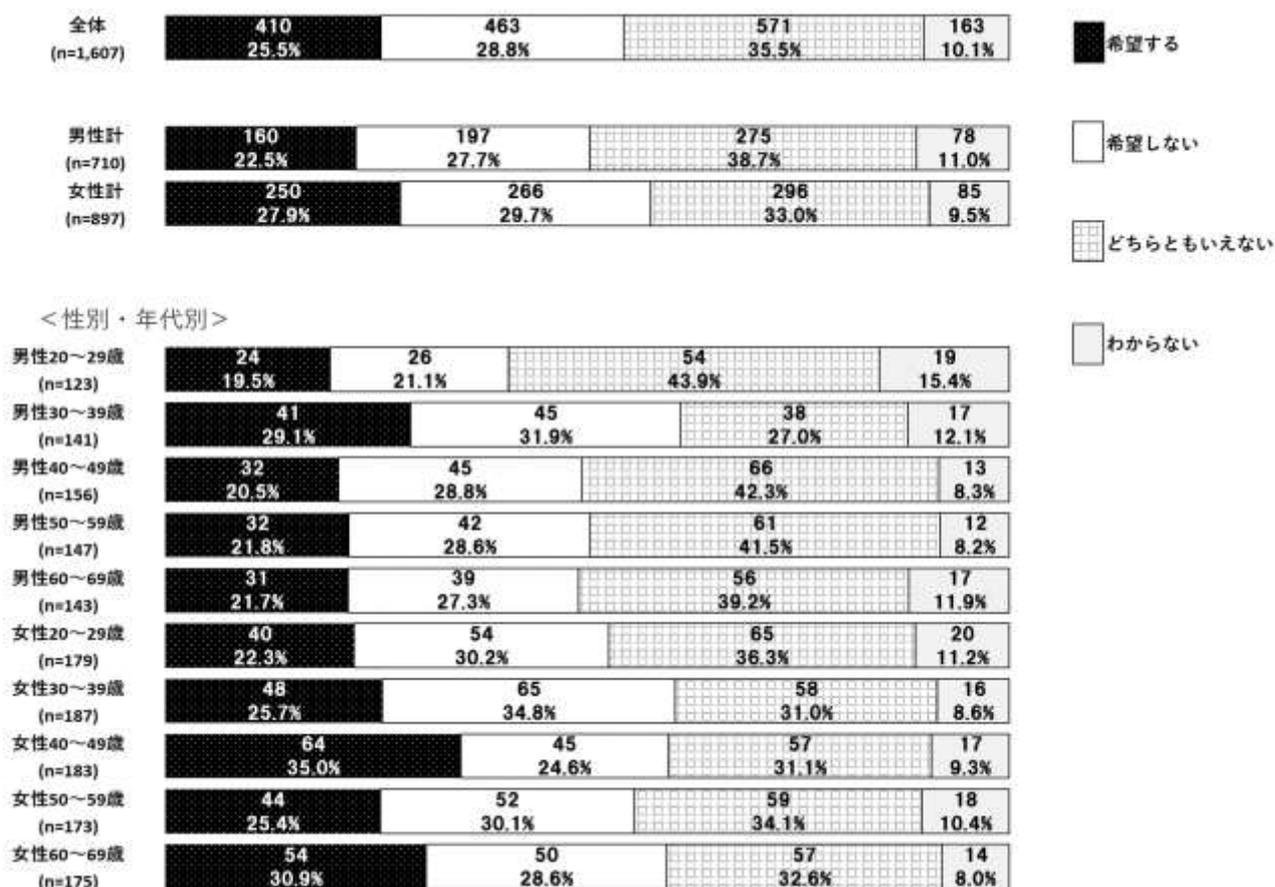
※4 正規社員、契約社員、派遣社員、パートタイム・アルバイトを含む

※5 専業主婦・主夫を含む

## 2-7 選択的夫婦別姓のための法律改正があった場合の別姓希望状況

「夫婦がそれぞれ婚姻前の名字(姓)を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」と回答した方(2-6 関連)に対して、「希望すれば、夫婦がそれぞれの婚姻前の名字(姓)を名乗れるように法律が変わった場合、あなたは、夫婦でそれぞれの婚姻前の名字(姓)を名乗ることを希望しますか。あなたが、結婚なさっている、いないにかかわらず、お答えください。」と聞いたところ(SA)

- 「どちらともいえない」35.5%が最も多く、次いで「希望しない」28.8%の順となった。



(注) 各表とも、上段：回答数、下段：回答比率

### 【参考】内閣府「家族の法制に関する世論調査」(平成29年12月調査)

希望する 19.8%、希望しない 47.4%、どちらともいえない 32.1%、わからない 0.6%